

【改正のポイント】

- 被保険者が出産予定である場合、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月（産前産後期間）相当分を減額するしくみを追加するもの。
- 令和6年1月1日から施行される。

【減額対象者と減額対象月のイメージ】

令和5年度				令和6年度			
R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月
A 出産予定月		翌々月					
	B 出産予定月	翌月	翌々月				
		C 出産予定月	翌月	翌々月			
		前月	D 出産予定月	翌月	翌々月		
			前月	E 出産予定月	翌月	翌々月	
				前月	F 出産予定月	翌月	翌々月

減額制度施行

A 出産予定月（令和5年11月）

減額制度の施行が令和6年1月からであることから、出産月の翌々月である令和6年1月分のみ減額対象月となる。

B 出産予定月（令和5年12月）

減額制度の施行が令和6年1月からであることから、出産月の翌月である令和6年1月分と、翌々月である令和6年2月分が減額対象月となる。

C 出産予定月（令和6年1月）

減額制度の施行が令和6年1月からであることから、出産月である令和6年1月分から、翌々月である令和6年3月分が減額対象月となる。

D 出産予定月（令和6年2月）

出産前月である令和6年1月分から翌々月である令和6年4月分が減額対象月となる。（ただし4月分は、令和6年度課税分の国保税から減額する。）

E 出産予定月（令和6年3月）

出産前月である令和6年2月分から翌々月である令和6年5月分が減額対象月となる。（ただし4月分、5月分は、令和6年度課税分の国保税から減額する。）

F 出産予定月（令和6年4月）

出産前月である令和6年3月分から翌々月である令和6年6月分が減額対象月となる。（ただし4月分、5月分、6月分は、令和6年度課税分の国保税から減額する。）